２０２３年７月

各位

全国生活保護裁判連絡会事務局長　竹 下 義 樹

（事務局　つくし法律事務所）

全国生活保護裁判連絡会第２９回総会・交流会のご案内

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私たち全国生活保護裁判連絡会は、1995年に設立された、生活保護利用に関する不服申立や裁判等の支援・研究を通じて権利としての生活保護を実現するために活動する民間団体です。

2020年春以降の「コロナ禍」に加え、実質賃金の低下さらにはエネルギー価格の高騰や物価高が低所得者の生活を直撃しています。しかし、市民に根付いた生活保護の忌避感情や各地の違法なローカルルールの影響か、新規申請者こそ微増傾向にあるものの利用人員はコロナ禍前と比べても減少、とりわけ母子世帯が急減しており本来の役割を十分果たしていません。

全国29地域で闘われる「いのちのとりで裁判」は、各地の地裁での勝訴が続き、ついに11勝10敗となりました。しかし初の控訴審判決となった2023年4月14日大阪高裁では不当判決（上告）で、近く名古屋高裁が2例目の判決を出す見込みであるなど、いよいよ闘いの場は最高裁に持ち込まれつつあります。

運用面の裁判では、生活保護申請を行った親族らから長年搾取してきた人物を、定期預金の存在判明を理由として保護申請却下を伝える場に福祉事務所がわざわざ呼び寄せ、同席させた結果同預金がたちまち奪われたことの国家賠償事件では控訴審（福岡高裁）で請求額全額が認容された事件（確定）、福祉事務所への来所指導違反を理由とするいきなりの保護廃止が違法であるとして国家賠償が認容された大東市事件（一審大阪地裁勝訴、確定）、指導指示のあり方や不利益処分の前提として福祉事務所に求められる注意義務が問われた山陽小野田市保護廃止事件（一審勝訴・確定）、史上初めて自立就学目的の世帯分離のあり方について司法判断がなされた長洲町事件（一審勝訴・控訴）、さらには、実態を欠く収入の認定に関する取手市仕送りカラ認定事件では福祉事務所が保護利用者に謝罪し、将来的な違法認定を防止する措置まで合意した（一審水戸地裁で勝訴的和解）など、各地で大きな前進が続きました。

他方で、寒冷地での家具什器費や特別基準の設定の当否が問われた札幌ストーブ訴訟では一審敗訴（控訴）となるなど、一進一退です。

今年の第29回総会・交流会は、前記山陽小野田市事件の輝かしい勝訴のほか、近年生活保護に関する支援の輪が急速に広がり充実した取り組みを続けている山口県で開催します。ここに総会・交流会へのご参加の案内を申し上げます。

敬具

全国生活保護裁判連絡会第29回総会・交流会開催要領

１ スローガン

今こそ生活保護を当たり前の権利に

２ 日時　2023年9月3日（日）　開場:午前9時30分　開会:午前10時～閉会午後4時30分（予定）

３ 会場　KDDI維新ホール（山口市産業交流拠点施設）

〒754-0041 山口県山口市小郡令和１丁目１－１　電話 083-902-6727（代表）

アクセス：JR新山口駅北口直結　／　山口宇部空港から直通バスで約30分

４ 参加費･資料代

今年に限り無料です

zoomを使ってオンラインでも開催します。下記の要領で御参加ください。

ミーティング ID　846 9645 6191

パスコード　142141

下記のQRコードからも参加できます。

５ プログラム

10:00　開会（9:30　開場）

10:10　記念講演

「スティグマを乗り越え、生活保護を当たり前の権利に」（仮題）

志賀信夫准教授（県立広島大学）

11:10　　特別報告　①山陽小野田市保護廃止事件勝訴報告

②鈴鹿市自動車保有事件報告

③長洲町世帯認定事件報告

12:10　　昼食休憩

13:00　　集中討議

テーマ1：生活保護基準について（いのちのとりで裁判、物価高と生活保護　など）

テーマ2：自動車保有と地域の実情（厚労省通知、三重県・山口県ほか各地の状況　など）

テーマ3：生活保護申請支援（生活保護支援中国ネットワーク、保護のしおりの実情　など）

などにつき報告・検討予定

16:00　　基調報告

16:30　　終了予定

６　問い合わせ先

○　全国生活保護裁判連絡会事務局

〒604-0883　京都市中京区間之町通夷川上る楠町601番地3楠町ビル3階（つくし法律事務所内）

TEL 075-241-2244　Fax 075-241-1661　E-mail　jinken@eagle.ocn.ne.jp

●現地事務局

トキワ法律事務所

〒755-0031　山口県宇部市常盤町1-6-36 カワサキビル2階　電話0836-37-0873